

発委第3号

令和7年6月17日

北栄町議会議長 野 田 秀 樹 様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 前 田 栄 治

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

北栄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に伴い、北栄町議会委員会条例について必要な改正を行う。

北栄町条例第 号

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例

北栄町議会委員会条例(平成17年北栄町条例第142号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務教育常任委員会 <u>7人</u> 略 (2) 民生経済常任委員会 <u>6人</u> 略 (3) 広報広聴常任委員会 <u>12人</u> <u>議会の取組に関する情報発信のための広報及び町政全般にわたり広く町民の意見を聴く広聴に関する事項</u> (4) 予算決算常任委員会 <u>13人</u> 略 2 略	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務教育常任委員会 <u>8人</u> 略 (2) 民生経済常任委員会 <u>7人</u> 略 (3) 広報広聴常任委員会 <u>6人</u> <u>議会広報及び広聴の実施に関する事項</u> (4) 予算決算常任委員会 <u>15人</u> 略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北栄町議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。